

事例項目	開示請求者に対する職員の対応について <開示請求者の質問に対する不十分な説明>	
事例発生時期	平成20(2008)年12月	
担当課	学校教育部 学校教育課	
事例概要	発生までの経過	①平成20(2008)年12月1日付けで学校教育課に、公文書の開示請求があった。 ②12月4日、開示請求者から早急な開示を求められたが、担当職員は十分な説明を行うことができなかった。 ③12月8日、教育委員会に来庁した開示請求者から書類の分量等の質問があったが、その質問に対しても、担当職員は十分な説明ができず、不適切な対応を行った。 ④12月10日付けで開示請求者に、「公文書部分開示決定通知書」を通知した。
	当時の対応	①12月12日付けで開示請求者に、学校教育部長名の謝罪文を出し、開示決定を速やかに行うことを約束した。 【資料(1)－11－1】 ②担当者に、「門真市情報公開条例」及び「門真市個人情報保護条例」の研修を受講させた。
発生原因	・情報公開制度の趣旨の認識が不十分であった。	
再発防止対策	・「門真市情報公開条例」及び「個人情報保護条例」の認識を深め、適切な情報公開を徹底する。	
添付書類	【資料(1)－11－1】…謝罪文	